令和9年度 厚木市への給与支払報告書の提出について

令和８年１～12 月に支払をした給与について、次のとおり、給与支払報告書の提出をお願いします。

なお、退職者でも支払金額が 30 万円を超える場合には給与支払報告書の提出が法律で義務付けられていますが、支払金額 30 万円以下の方の分についても税証明の発行や国民健康保険料の算定等に影響が生じることがありますので、提出をお願いします。

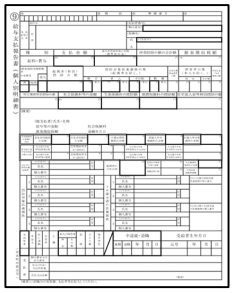
1　提出先及び提出期限

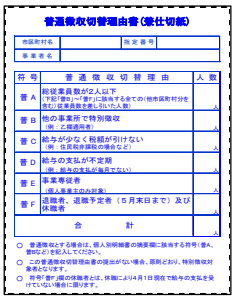
提出先　　受給者が令和９年１月１日現在居住する市区町村

提出期限　令和９年２月１日（月）　必ず期限までに提出してください。

2　提出物

（１）

（２）

（３）

（１）給与支払報告書（総括表）　　１市区町村につき１枚

今回送付した総括表は普通徴収切替理由書（兼仕切紙）と分かれているものになります。

普通徴収対象者がいる事業所は普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の提出が必要となります。

（２）給与支払報告書（個人別明細書）　対象者１人につき１枚

個人別明細書と給与所得の源泉徴収票は、複写式になっています。

源泉徴収票は受給者本人へ交付してください。

（３）普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

特別徴収される方と退職等により普通徴収される方を区分けしてください。

3　提出方法

（１）郵送　右の宛名をお使いください。

（２）窓口に持参　市役所本庁舎２階市民税課



✂　キリトリ線　✂

〒243-8511
神奈川県厚木市中町３丁目 17 番 17 号
厚木市役所
市民税課　特別徴収係　行

（給与支払報告書在中）

4　給与支払報告書の入手方法

（１）市民税課窓口で配布

（２）厚木市ホームページからダウンロード

※ 総括表は今回送付したものをお使いください。

※ 税務署関連の書類は配布等していません。所管の税務署にお問い合わせください。

5　給与支払報告書の記載方法

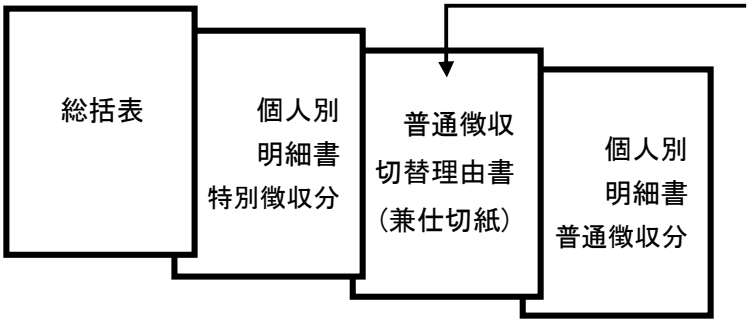
（１）給与支払報告書（総括表）

（２）給与支払報告書（個人別明細書）

国税庁ホームページ又は税務署で配布している「令和８年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」等を御確認ください。

なお、概略版を厚木市ホームページで掲載しています。

6　提出時のつづり方



普通徴収分がある場合、特別徴収分との間に仕切紙を挿入してください。

※とじる際は紙の破損を防ぐため、ホチキスではなくクリップ等を使用してください。



7　提出前チェックリスト

	チェック項目	概要
□	提出先市区町村はあっていますか？	受給者が令和９年１月１日現在居住する市区町村に提出してください。
□	年度はあっていますか？	令和８年１～12 月中の支払いが、令和９年度課税となります。総括表は令和９年度、個人別明細書は左上に⑨または８年分と記載しているものです。
□	書類の送付先に希望はありますか？	事業所の所在地と税額通知等の書類の送付先が違う場合は、総括表「書類の送付先」に住所を記載してください。 記入がない場合、事業所の所在地へ送付するか現在送付先設定をしている住所へ送付します。
□	個人別明細書の枚数（徴収区分※の内訳等）はあっていますか？	総括表に特別徴収対象者・普通徴収対象者・合計人数を記載し、個人別明細書の枚数と一致させてください。
□	普通徴収切替理由の記載はしましたか？	普通徴収対象者がいる場合、切替理由書に普Ａ～Ｆの内訳を記載してください。併せて、個人別明細書の摘要欄にも該当する符号（普Ａ～Ｆ）を記載してください。
□	徴収区分※で分けてありますか？	特別徴収分と普通徴収分で分けて、個人別明細書の間に仕切紙を挿入してください。今回送付した総括表の左面裏が仕切紙です。

※徴収区分　特別徴収：住民税を給与から差引きする受給者
　　普通徴収：住民税を給与から差引きできない受給者

8　ｅＬＴＡＸ（エルタックス）（電子申告サービス）の御案内

ｅＬＴＡＸは、個人住民税、法人住民税等にかかる申告、届出、納税等を、インターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

令和９年度（８年分）の給与支払報告書の提出については、前々年（令和７年）に税務署に提出した法定調書が **30 枚**以上の事業所は、ｅＬＴＡＸ又は光ディスクで必ず提出してください。

また、ｅＬＴＡＸで給与支払報告書を御提出いただいた場合、翌年度から紙の給与支払報告書（総括表）の送付はいたしません。

ｅＬＴＡＸ利用手続き等の詳細は、地方税ポータルシステムのホームページ等を御確認ください。（インターネット「エルタックス」で検索）

給与支払報告書の書式のダウンロードや提出に関する詳細は、
厚木市ホームページを御参照ください。
【厚木市ホーム】→【くらし・手続き】→【税金】→【個人住民税】
→【給与支払報告書の提出について】

給与支払報告書の提出に関するお問い合わせ
厚木市　市民税課　特別徴収係　電話０４６－２２５－２０１１